

議 事 録

平成30年3月28日定例教育委員会を北島町総合庁舎4階教育長室において開催した。

1 会議に出席した者

1 番	辻村	邦雄	委 員
2 番	久湊	薫	委 員
3 番	板東	久男	委 員
4 番	巻島	恵子	委 員
5 番	三好	久美子	委 員
	天羽	俊夫	教育長

2 会議に出席した事務局職員 事務局局長 尼寺かつ美

3 会議に欠席した委員 な し

4 本会の書記 事務局長 尼寺 かつ美

5 議事

- (1) 北島町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の改定について
- (2) 北島町中学校運動部活動指導員配置要綱の策定について

教育長 午後2時開会し、あいさつの後、議事録署名者を会議に諮り、次のとおり選任する。

1 番	辻村委員
2 番	久湊委員

教育長 それでは議事に入ります。議事(1) 北島町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の改定について、事務局から説明をお願いします。

局 長 北島町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の改定について、ご説明いたします。学校運営協議会については、委員の皆さまには先進地の視察等、推進について協議いただいておりますが、その中でもご指摘のあったように、地域の特性を生かした学校づくりのため、役割分担をし、主体的に取り組んでいただくためには活動費も必要であり、報酬について検討いたしました。委員の身分は非常勤の特別職となっており、3月議会において、特別職の職員の報酬及び費

用弁償に関する条例改正の承認をいただき、学校運営協議会委員の報酬を追加いたしました。ついては、規則についても別紙（案）のとおり、第6条第3号を「委員の報酬は、北島町特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによる」とあらためるものです。金額については、年額12,500円としております。ご承認をお願いいたします。

教育長 ただ今の説明について、何かご質問はございますか。これまでと在り方を変えていくということで、評議委員とは異なるという意識を持っていただきたいと思います。

委員 報酬については、近年では実績に応じた支給を行うように定めているところが多いのではないのでしょうか。

局長 金額については、報酬あるいは費用弁償等検討いたしました。常に委員として意識していただき、責任を持って務めていただけるよう、年額支給といたしました。

教育長 今後、コミュニティスクールが軌道に乗って、活動が活発になれば、実績による支給の方法を変えることも視野にいれ、必要に応じて見直していくようにいたします。

委員 わかりました。

教育長 それでは、この件についてご承認いただけますか。

委員 はい。

教育長 続いて、議事（2）北島町中学校運動部活動指導員配置要綱の策定について、事務局から説明をお願いします。

局長 はい、中学校の部活動については、教員の多忙化の一員といわれており、教員の負担軽減や安定的部活動の運営及び質的向上を図るため、昨年度より部活動指導員が学校職員として位置づけされております。徳島県においても、平成30年度より文科省の部活動指導員配置促進事業を活用し、指導員を配置するよう進めております。それにより、本町でも平成30年度より部活動指導員を配置することとし、資料のとおり要綱を策定したいと考えております。費用については、国・県・町で1/3ずつの負担となり、月30時間で年間360時間を限度としております。本事業を実施するにあたり、スポーツ庁が策定する「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（仮称）」を遵守していることが要件となります。また、期間は1年単位としております。現在、中学校では運動、文化部合わせて8名に外部コーチとして、部活動の指導支援をお願いしております。教員も勤務時間は長くなりますが、責任を持って部活動に取り組んでいただいております。この部活動指導員は原則、技術指導のできる教員がいない運動部を対象としております。また、休日の試合等の引率も可能となりますので、今後、教員の負担軽減につながればと思っております。以上、ご承認をよろしく申し上げます。

教育長 ただ今の説明について、何かご質問はございますか。配置予定が何部かの説明はできますか。

局長 はい、中学校長の推薦を受け、卓球部に外部コーチとして現在お世話になっている方を予定しております。

委員 先ほどの説明の中で、国が策定するガイドラインにより活用しなければ

ばならないということでしたが、休養日を設けなければならないなど、時間的な制限があり、やりにくくなるのではないのでしょうか。また、現在実施している外部コーチとどのような違いがあるのですか。

局長 町としては、国のガイドラインの趣旨に則り、県の方針を参考に学校の状況も踏まえて方針を策定し、部活動指導員を任用することとなっております。活動時間は、指導員が配置される時間以外にも部活動を実施するようになります。また、部活動指導員は単に技術的な指導のみでなく、教育的な指導もすることとなり、非常勤の特別職としてのサービスの遵守等の研修も行います。外部コーチは、ほとんどボランティアによるもので、回数もまちまちで週1回の方も数名おられます。報酬については、外部コーチは月8千円で部活動指導員は時間1,600円です。

教育長 ガイドラインによって縛りをつけるのではなく、ある程度余裕を持った方針の策定となります。指導員には、ガイドラインの内容を理解していただいた方を選任し、お願いしております。

委員 教員の多忙化の軽減を目的に実施するということでしたが、なかなか軽減までは繋がらないということですね。

教育長 これまでは、顧問が練習中は常に見ておりましたが、部活動指導員の場合は任せることもできますので、その間は他の事務時間の確保や精神的にも楽になるのではないかと考えております。

委員 これは規則ではなく、要綱で策定するのですね。要綱では何の権限もなく、指導員を任用するのに問題はないのですか。

局長 この事業は、国の「部活動指導員配置促進事業」を活用し、県が実施するもので、県の事業として町立中学校に配置されます。ですので、県ではきちんと規則等を整備し実施してまいります。ただ、町で実施するにあたり、要綱整備が必要ということで県の案を基に策定いたしました。

委員 県のほうできちんと策定されているということですね。わかりました。

教育長 他にございませんか。それでは、この件についてご承認いただけますか。

委員 はい。

教育長 ありがとうございます。

これをもちまして本日の定例教育委員会を終わります。
ご協力ありがとうございました。

全協議終了、午後4時閉会を宣する。

以上会議の顛末を記載し、その相違がないことをここに署名します。

平成30年 3月28日

書 記 尼寺 かつ美

議事録記名

議事録記名